

美郷町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 秋田県 美郷町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 : 令和 8 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年4月1日供用開始 (供用開始後 27年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用 (令和8年度から適用予定)
処理区域内人口密度	16.7人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	秋田湾・雄物川流域下水道(大曲処理センター)へ接続
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	処理場なし(秋田湾・雄物川流域下水道 大曲処理センターへ接続)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和5年度に農業集落排水(飯詰地区)を流域下水道に接続した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系は、右表に示すとおりである。対象とする経費は、維持管理費と一部資本費としている。		(税込み)		
			メーター使用料		
			13mm	242円	
			20mm	286円	
			25mm	308円	
			30mm	528円	
			40mm	583円	
			50mm	1,848円	
			75mm	2,134円	
			100mm	2,552円	
		基本料金	10m ³ まで	1,361円	
		超過料金	1m ³ あたり	156円	
業務用使用料体系の概要・考え方	業務用使用料体系は、設定されていない。				
その他の使用料体系の概要・考え方	その他の使用料体系は、設定されていない。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,207円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,412円
	令和5年度	3,207円		令和5年度	3,469円
	令和6年度	3,207円		令和6年度	3,371円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	1人 損益勘定所属職員(その他・総務管理部門)
事業運営組織	建設課上下水道班で所管されている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプの維持管理や管渠の清掃など、委託を活用して効率的な管理を実施している。
	イ 指定管理者制度	流域関連公共下水道であるため、指定管理者制度を活用して維持管理が必要な施設を有していない。
	ウ PPP・PFI	流域関連公共下水道であるため、PPP・PFIを活用して維持管理が必要な施設を有していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	流域関連公共下水道であるため、活用が可能な下水汚泥を有していない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	流域関連公共下水道であるため、活用が可能な土地や施設を有していない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>【①収益的収支比率】 総収益の内訳としては約43,713千円の料金収入と約131,519千円の一般会計からの繰入金金が柱となっており、一般会計繰入金に大きく依存している収益構造となっている。</p> <p>【④企業債残高対事業規模比率】 当該値は年々減少しているものの、平均値と比較すると依然として高い。状況を把握・予測することにより、現世代と将来世代の負担割合の適切性を検証し、将来世代への負担が高まっている可能性がある場合は、今後の起債割合や使用料の見直しを要する。</p> <p>【⑤経費回収率】 当該値は平均値と比較して、低い状態で推移している。使用料以外の収入で経費が賄われているため、引き続き経営改善を図っていく。</p> <p>【⑥汚水処理原価】 当該値は平均値と比較して、高い状態で推移している。</p> <p>【⑧水洗化率】 当該値は平均値と比較して、低い状態だが年々上昇している。区域内に新築される住居や既存住宅の新規加入増加によるため、引き続き加入促進を図っていく。</p>

経営比較分析表（令和5年度決算）

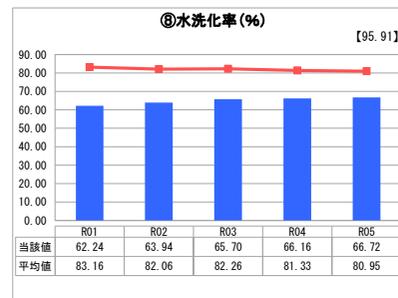
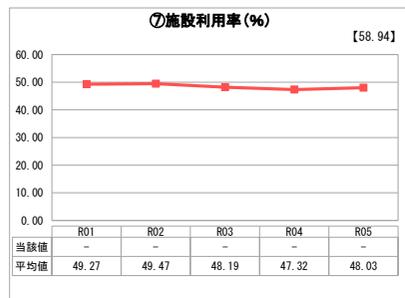
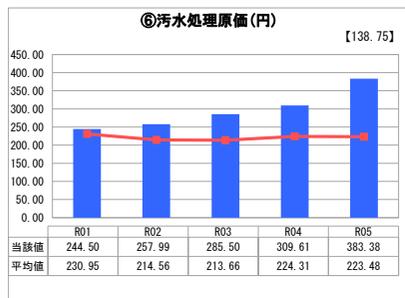
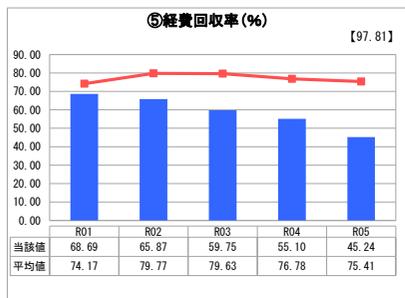
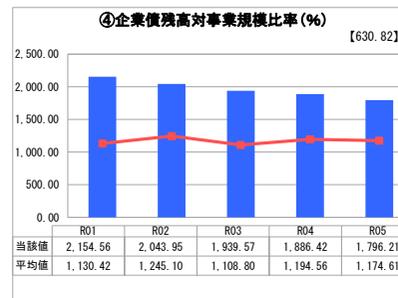
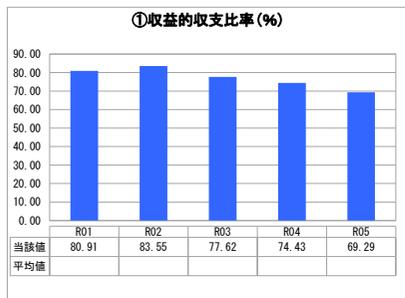
秋田県 美郷町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	20.21	81.70	2,921

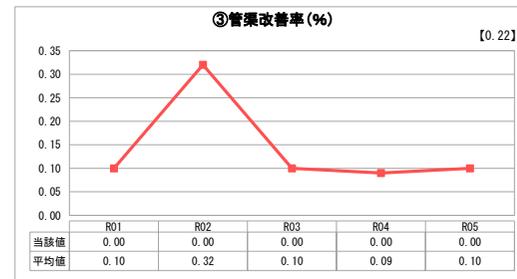
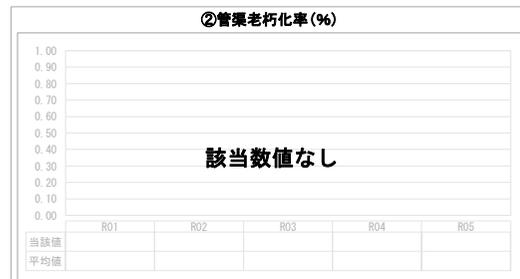
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
17,831	168.32	105.94
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,567	2.13	1,674.65

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

【①収益的収支比率】
総収益の内訳としては約43,713千円の料金収入と約135,519千円の一般会計からの繰入金で柱となっており、一般会計繰入金に大きく依存している収益構造となっている。

【④企業債残高対事業規模比率】
当該値は年々減少しているものの、平均値と比較すると依然として高い。
状況を把握・予測することにより、現世代と将来世代の負担割合の適切性を検証し、将来世代への負担が高まっている可能性がある場合は、今後の起債割合や使用料の見直しを要する。

【⑤経費回収率】
当該値は平均値と比較して、低い状態で推移している。使用料以外の収入で経費が賄われているため、引き続き経営改善を図っていく。

【⑥汚水処理原価】
当該値は平均値と比較して、高い状態で推移している。

【⑧水洗化率】
当該値は平均値と比較して、低い状態だが年々上昇している。
区域内に新築される住居や既存住宅の新規加入増加によるため、引き続き加入促進を図っていく。

2. 老朽化の状況について

【③管渠改善率】
施工から25年以上経過している管路の経年劣化の状況や更新等に備え、必要な財源確保に努めるとともに、経営に与える影響を踏まえた分析を行い、平成27年度に策定した生活排水処理施設整備構想を基に必要に応じて投資計画等の検討が必要である。

全体総括

規模の大きな事業を行ったことで、汚水処理原価の上昇、収益的収支比率および経費回収率の低下に繋がった。
今後も管路の経年劣化や更新に備え、低水準にある水洗化率の向上や料金の見直し等を含めた更なる収支改善が求められる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測は、国立社会保障・人口問題研究所の令和5(2023)年推計値である行政人口を基に、現状の区域内人口比率で配分した。

(2) 有収水量の予測

有収水量の予測は、水洗化人口の予測に現状の1人当たり年間有収水量を乗じて算出した。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、人口減少に応じた使用料収入を設定した。
なお、地方公営企業法を適用開始予定であり、法適用後の経営状況を注視しつつ使用料改定の検討を随時行うこととする。

(4) 施設の見通し

流域関連公共下水道で整備を行い、農業集落排水施設の統合も実施している。そのため、ハード施設の広域化を既に実施済である。本町の下水道は、真空式を採用しており、維持管理にコストが掛かっている。ストックマネジメント計画において、改築更新に加えて収集システムについて再精査を行う予定とする。

(5) 組織の見通し

組織については、将来についても現状と同様の体制で管理運営する方針である。
なお、令和8年度から地方公営企業法を適用開始予定のため、地方公営企業法を適用した後の体制については検討の中で他の公営企業との連携等を含めて効率的な組織体制とする方針である。

3. 経営の基本方針

経営の基本方針は、将来に渡り事業を継続するため、下水道事業の経営基盤を強化を図るものとする。
なお、本計画期間中には、地方公営企業法の適用開始や管路施設の改築更新を踏まえたストックマネジメント計画の策定等を予定しており、これらを踏まえて適宜見直しを実施する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	新規整備は概成している。 今後は、流域下水道の改築更新に係る建設負担金及び住宅への柵設置等の小規模な投資が発生する見込み。
-----	--

- ・投資は、概成していることから、過去5か年の投資額平均を見込んでいる。
- ・管渠の更新は、計画期間中には見込んでいない。計画期間中に策定が見込まれるストックマネジメント計画に基づき、次期改定で見込むこととする。
- ・広域化・共同化・最適化は、現時点で見込める事業は無い。
- ・民間の活力の活用は、本町単体では業務量が小さいため見込まない。計画期間中に、W-PPP等について検討する予定である。
- ・防災・安全対策は、管路施設は概ね塩ビ管であることから耐震性能を有しているものと考えられるため見込まない。
- ・その他は、過去5か年と同程度見込んだ。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	基本的には独立採算を目指すのが、使用料の負担が過大とならないように基準外繰入も考慮する。 資本平準化債は、現時点では利率が低いいため、発行可能額を借入ることとし、繰入金を減少させ一般会計の負担を軽減する。
-----	---

- ・財源の目標は、繰入金に依存しない下水道事業経営を目指すものの、受益者負担が過大とならないように考慮した。
- ・使用料収入は人口減少を考慮して設定した。使用料改定については、地方公営企業法を適用開始予定であるため、法適用後の経営状況を注視しつつ使用料改定の検討を随時行うこととする。
- ・企業債は、建設改良費に係る分については充当可能な金額を、資本費平準化債は発行可能額を借り入れる。
- ・繰入金は、基準内繰入に加えて、使用料が過大とならないように基準外繰入を見込んでいるが、将来は企業債償還金の減少もあり、現状の5割程度になる見込みである。
- ・資産の有効活用については、活用可能な資産を有していないため見込んでいない。
- ・その他については、過去5か年と同程度の約200千円を見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 収支計画のうち、投資以外の経費は以下の考え方で見込んでいる。
なお、W-PPP、広域化・共同化を検討していく予定であり、現時点で費用を見込むことは困難であるため、今後、適切な時期に見直しを実施するものとした。
- ・民間の活力の活用については、処理場を有していないため、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・職員給与費は、現時点でも担当職員1人で対応している状況にあり、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・動力費は、動力を要する大きな施設を有していないため、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・薬品費は、使用する見込みが無いため、見込んでいない。
 - ・修繕費は、本町の資産は概ね管路施設であり、計画期間中に耐用年数を超える施設がないことやストックマネジメント計画未策定のため、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・委託費は、概成しているため、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・その他は、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	流域関連公共下水道で整備を行っているため、施設に関する広域化・最適化は、既に実施済である。 今後は、管理・運営事務の広域化や共同化を秋田県や周辺市町村と連携して検討を進める。
投資の平準化に関する事項	新規整備は概成している。 マンホールポンプ及び真空式下水道等の機械器具設備について、今後策定が見込まれるストックマネジメント計画に基づき計画的な改築更新を進める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本町の下水道事業のみでは、業務量が少なく民間活力の活用際に適さないことが想定される。 そのため、秋田県や周辺市町村と連携し、広域・共同化施策での活用を見据える。
その他の取組	令和8年度の地方公営企業法の適用開始を予定している。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、現状の使用料体系で検討した。 なお、令和8年度に地方公営企業法を適用開始する予定であり、法適用後の経営状況を注視しつつ使用料改定の検討を随時行うこととする。
資産活用による収入増加の取組について	流域関連公共下水道で整備されているため、活用可能な土地などの資産を有していないため、収入増加は見込めない。 今後、本町の水量等に見合う水力発電や熱エネルギー回収などの技術が開発されれば検討を見据える。
その他の取組	一般会計からの繰入金については、財政部局と協議して適切な繰入を実施する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	本町の下水道事業のみでは、業務量が少なく民間活力の活用際に適さないことが想定される。 そのため、秋田県や周辺市町村と連携し、広域・共同化施策での活用を見据える。
職員給与費に関する事項	将来も現状と同様の体制を見込んでいるため、職員給与費についても現状と同様に見込んでいる。
動力費に関する事項	流域関連公共下水道のため、動力費はマンホールポンプ程度の小規模で必要最低限を見込んでいる。
薬品費に関する事項	流域関連公共下水道のため薬品費は発生しない。
修繕費に関する事項	真空ポンプの機械・電気設備については、定期的なメンテナンスを実施しているため、計画期間中に大きな修繕費が発生することは想定しない。 管路施設は、供用開始から36年経過しているが、大部分がVU管であるため大きな修繕費が発生することを想定していない。
委託費に関する事項	事業運営上に必要な設計・計画の委託を見込んでいる。
その他の取組	流域関連公共下水道の維持管理負担金については、令和8年度の負担金改定単価と同程度で推移することを見込んでいる。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	原則、5年に1回の見直しを実施する。 なお、毎年度モニタリングを実施し、計画値と実績値に大きな乖離が見られた場合は、原因を確認して必要に応じて計画の見直しを実施する。 そのほか、経営に係る大きな変化が生じたときは速やかに見直しを実施する。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %):千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
			(決算)	(決算)											
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	149,616	142,005	151,200	150,410	154,635	148,875	148,130	137,399	136,682	125,979	115,290	104,614	
		(1) 営 業 収 益 (B)	44,154	42,005	41,200	40,410	39,635	38,875	38,130	37,399	36,682	35,979	35,290	34,614	
		ア 料 金 収 入	43,713	41,805	41,000	40,210	39,435	38,675	37,930	37,199	36,482	35,779	35,090	34,414	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	441	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
		(2) 営 業 外 収 益	105,462	100,000	110,000	110,000	115,000	110,000	110,000	110,000	100,000	100,000	90,000	80,000	70,000
		ア 他 会 計 繰 入 金	105,365	100,000	110,000	110,000	115,000	110,000	110,000	110,000	100,000	100,000	90,000	80,000	70,000
	イ そ の 他	97													
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	110,795	84,126	84,331	82,859	81,546	80,381	79,347	78,336	77,542	76,841	76,260	75,507	
		(1) 営 業 費 用	97,050	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	
		ア 職 員 給 与 費	5,950	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	91,100	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
		(2) 営 業 外 費 用	13,745	18,326	18,531	17,059	15,746	14,581	13,547	12,536	11,742	11,041	10,460	9,707	
ア 支 払 利 息		13,745	13,526	13,731	12,259	10,946	9,781	8,747	7,736	6,942	6,241	5,660	4,907		
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ そ の 他	0	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	38,821	57,879	66,869	67,551	73,089	68,494	68,783	59,063	59,140	49,138	39,030	29,107			
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	202,624	78,900	68,900	58,900	48,900	43,900	43,900	43,900	43,900	43,900	43,900	43,900	
		(1) 地 方 債	108,800	49,700	39,700	29,700	19,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	
		うち 資 本 費 平 準 化 債	39,700	35,000	25,000	15,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 他 会 計 補 助 金	30,154	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	63,400	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	
	(6) 工 事 負 担 金	270													
	(7) そ の 他														
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	244,304	129,037	131,369	125,451	118,487	109,888	111,107	99,904	91,898	85,153	77,976	71,818	
		(1) 建 設 改 良 費	138,521	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	
		うち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	105,143	106,037	108,369	102,451	95,487	86,888	88,107	76,904	68,898	62,153	54,976	48,818	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他		640													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 41,680	△ 50,137	△ 62,469	△ 66,551	△ 69,587	△ 65,988	△ 67,207	△ 56,004	△ 47,998	△ 41,253	△ 34,076	△ 27,918			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %):千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 2,859	7,742	4,400	1,000	3,502	2,506	1,577	3,058	11,142	7,885	4,954	1,189
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	7,699											
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,840	7,742	4,400	1,000	3,502	2,506	1,577	3,058	11,142	7,885	4,954	1,189
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	4,840	7,742	4,400	1,000	3,502	2,506	1,577	3,058	11,142	7,885	4,954	1,189
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	69	75	78	81	87	89	88	89	93	91	88	84
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	44,154	42,005	41,200	40,410	39,635	38,875	38,130	37,399	36,682	35,979	35,290	34,614
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高 (X)	973,097	916,760	848,091	775,340	699,553	627,365	553,958	491,754	437,556	390,103	349,827	315,709

原価計算表

供用開始年月日 平成10年 4月 1日
 処理区域内人口 3,567人
 計算期間 自 R6年4月至 R16年3月
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
	43,713	38,361		38,361
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	441	200		200
合 計	44,154	38,561	0	38,561

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費	千円	千円	千円	千円
人件費 給料	0	0	0	0
人件費 諸手当	0	0	0	0
人件費 福利費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
材料費	0	0	0	0
路面復旧費	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0
その他	596	543	0	543
小計	596	543	0	543
ポンプ場費				
人件費 給料	0	0	0	0
人件費 諸手当	0	0	0	0
人件費 福利費	0	0	0	0
動力費	3,776	3,441	0	3,441
修繕費	13,951	12,715	0	12,715
材料費	0	0	0	0
薬品費	0	0	0	0
委託料	6,819	6,215	0	6,215
その他	67	61	0	61
小計	24,613	22,432	0	22,432
処理場費				
人件費 給料	0	0	0	0
人件費 諸手当	0	0	0	0
人件費 福利費	0	0	0	0
動力費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
材料費	0	0	0	0
薬品費	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
一般管理費				
人件費 給料	5,950	5,800	409	5,391
人件費 諸手当	0	0	0	0
人件費 福利費	0	0	0	0
流域下水道管理運営費負担金	40,623	37,025	0	37,025
委託料	0	0	0	0
その他	25,268	4,800	0	4,800
小計	71,841	47,625	409	47,216
資本費				
支払利息	13,745	9,557	9,209	348
減価償却費	65,443	85,027	85,027	0
企業債取扱諸費	0	0	0	0

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
小 計	79,188	94,584	94,236	348
合 計 (Y)	176,238	165,184	94,645	70,539

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費(Y) + (Z)	70,539

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.54

<使用料水準についての説明>

計画期間の平均経費回収率が約55%となっている。将来は企業償還金が減少するため、現状より経費回収率が向上する見込みである。
令和8年度からの地方公営企業法の適用を目指しており、企業会計方式による適正な使用料について法適用後に検討を行う予定としている。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。